

令和5年度土佐清水市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

第1 目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下、「物品等」という。）の調達の推進を図り、もって、障害者の就労支援及び自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

第2 調達方針

1 適用範囲

本調達方針の適用範囲は、市の全ての組織が行う物品等の調達とする。

2 調達を推進する物品等

市が契約によって調達する物品等のうち、日用品、記念品、食料品、印刷製本等の物品及び、清掃、除草、クリーニング等、役務の提供を受けるもののうち、障害者就労施設等が受注することが可能な全ての物品等を対象とする。

3 対象となる施設等

本方針の対象となる施設等は、市内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく施設等とする。

- (1) 就労継続支援事業所（A型・B型）（障害者総合支援法第5条第14項に規定される事業所。）
- (2) 就労移行支援事業所（障害者総合支援法第5条第13項に規定される事業所。）
- (3) 生活介護事業所（障害者総合支援法第5条第7項に規定される事業所。）
- (4) 障害者支援施設（障害者総合支援法第5条第11項に規定される事業所。（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。））
- (5) 地域活動支援センター（障害者総合支援法第5条第27項に規定される事業所。）
- (6) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく助成を受けている小規模作業所
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- (8) 重度障害者多数雇用事業所（ア～ウの全てを満たすもの）
 - ア 障害者の雇用数が5人以上
 - イ 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ウ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (9) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

4 物品等の調達目標

予算の適正な執行、契約における経済性、公正性及び競争性並びに物品等の適正な価格、機能及び品質に留意しつつ、本方針の目的に沿って、障害者就労施設等からの物品等の調達の維持・向上に努める。各年度の目標は、別に定める。

5 物品等の調達推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 調達の推進に必要な情報の共有

障害者就労施設等から提供を受けることが可能な物品等に係る情報を収集し、市の全ての組織で情報を共有する。

(2) 障害者就労施設等の供給能力の向上

障害者就労施設等が供給する物品の質の向上、供給量の拡大、及び取扱品目の拡充、並びに提供できる役務の開拓等に係る取組の支援に努める。

(3) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等を調達しようとするとき、前例にとらわれず障害者就労施設等からの調達が可能であるか、発注に先立ち必ず検討するとともに、物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう次の観点についても配慮することとする。

ア 可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮するように努める。

イ 履行期間及び発注量を考慮するように努める。

ウ 性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等と十分な調整に努める。

(4) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を適正に活用するものとする。

第3 その他

1 この方針の策定に関する担当は福祉事務所とし、調達の推進にあたっては市の全ての組織の参画により、本方針に定める目的の達成に努めるものとする。

2 市の全ての組織は本方針に基づき、物品等の調達の実績について福祉事務所へ年度終了後に報告するものとする。市の全ての組織から報告のあった調達の実績については、福祉事務所がその概要を取りまとめ、公表するものとする。